

第 1 回 税法判例研究会開催のお知らせ

東京青年税理士連盟 会 長 芳賀 保則
研究部長 平良 夏木

日 時：平成 27 年 6 月 23 日（火） 18：40～21：00
場 所：東京税理士会館
チューター：倉林 俊男 会員
オブザーバー：小池 幸造 会員（元静岡大学教授、日本大学講師）
対 象：会員・準会員
参 加 費：500 円（資料代） ★新合格者は無料です！



テ ー マ：住所の意義 — 武富士事件
（最高裁平成 23 年 2 月 18 日判決） <租税判例百選第五版 No. 24 >

皆様、こんにちは。東京青税研究部では租税判例百選 [第 5 版] に掲載されている判例など実務上特に重要性の高いテーマを選定し、わかりやすく解説していきます。

今回は、判例タイムズの中から武富士事件について検討します。この事件はマスコミでも大きく取り上げられ話題となりましたが、租税法主義を考えるうえでも大変重要なテーマですので、多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

勉強会後には懇親会を行います。会員同士の情報交換の場でもありますので是非ご参加ください。

今回の内容(事例の概要)

武富士の会長から外国法人に係る出資持分の贈与を受けた会長の長男に対する贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分について、その取り消しを求めた訴訟です。

本訴訟では、会長の長男は日本国内に住所を有していたか否かという一点のみが争点となりました。典型的な贈与税の回避スキームですが、当時の税法では贈与時に受贈者の住所と受贈財産のいずれもが国外にあれば、その贈与については贈与税は課されないことになっていました。

本訴訟では、このような税法の規定をうまく利用した会長の長男の行為の是非が問われたことになります。

Q 税法判例研究会では何を勉強するの？

A 民法の理解、税法の理解、具体的事例についての判決等を解説し、納税者の立場から税理士実務に生かせることを目的に勉強していきます。

Q どのような進め方で勉強するの？

A 争点はどこにあるのか、どういった事実や主張・論理が敗訴(勝訴)につながったのか、納税者が勝つためにはどういった事実や主張・論理が必要だったのかといった実務に直結させた検討を中心に行います。

Q 現実の税務調査にも活かせるの？

A 課税庁の主張のしかたを検討することで、ある事実や会計処理が税務調査等で争点となった場合に、納税者の代理人として主張をする際に活かれます。

Q 事前の予習は必要なの？

A 事前の予習が無くても事例を検討することができるよう、まずは事実をありのままに把握することから始め、その上で税法に規定された要件をあてはめて結論を導けるようトレーニングしていきます。筆記用具だけ持ってご参加下さい！！